

## 児童虐待進行管理モニター強化事業企画提案コンペ実施要領

(目的)

第1条 児童虐待進行管理モニター強化事業を委託する者を企画提案コンペ方式により決定するため、調査委託契約実施要綱第7条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(コンペ参加仕様書)

第2条 参加する者に対するコンペの仕様については、別紙1（児童虐待進行管理モニター強化事業企画提案コンペ参加仕様書）のとおりとする。

(選定業務)

第3条 選定にかかる業務は、別途定める児童虐待進行管理モニター強化事業企画提案コンペ選定要領に基づき以下に定める児童虐待進行管理モニター強化事業企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(選定委員会の組織運営)

第4条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

(1) 委員定数は、7名とする。

(2) 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

(3) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

(4) 委員長は、委員会を統括する。

(5) 副委員長は、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(6) 委員会は委員長が招集するが、委員長及び副委員長がともにない場合は、会議の冒頭に委員が諮りその回のみ臨時委員長を互選するものとする。

(7) 委員会は、定数の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができない。

2 委員については、別紙2（企画提案コンペ選定委員会委員内申書）のとおりとする。

(コンペ日程)

第5条 コンペの日程については、別紙3（企画提案コンペの実施日程）のとおりとする。

(プレゼンテーションの実施)

第6条 選定委員会の選定業務にあたり、原則、企画提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。ただし、必要に応じてこれを省略することが出来るものとする。

(庶務)

第7条 コンペの実施にかかる庶務は、児童相談センター児童相談強化支援室が行う。